

生活衛生同業組合員の皆さまへ

無料

「月次支援金」等の 申請をお手伝いします

令和3年6月より、「緊急事態措置」・「まん延防止等重点措置」に伴う「飲食店の休業・時短要請」・「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主を対象に支援金が給付されます。

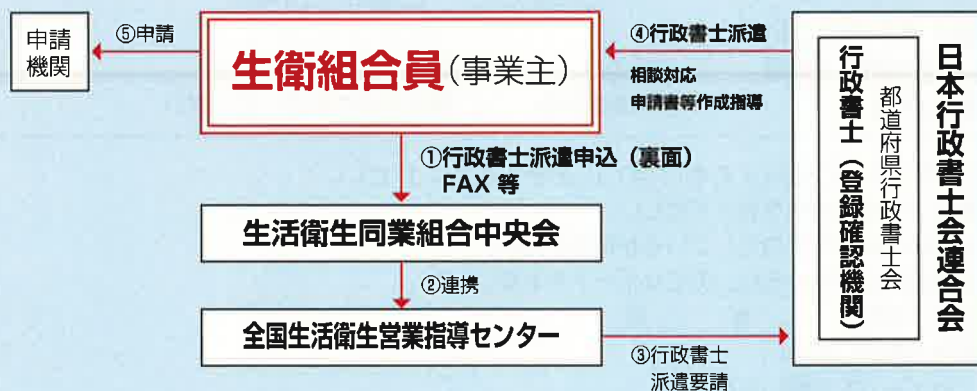
月次支援金の内容、
自分が該当するの
か知りたい

パソコン申請の仕方が
わからないので
サポートして欲しい

申請手続きの
「事前確認」を
お願いしたい

お困りになっていませんか？

専門家(行政書士)が月次支援金の申請をサポートします。



【サポート申込 FAX 送付期限】

6月分：令和3年8月15日、7月分：令和3年9月15日、8月分：令和3年10月15日
(月次支援金が9月以降も延長される場合の送付期限は、ご確認ください。)

※お早めに FAX にてお申込みください。

専門家支援を希望される方は、裏面の「専門家(行政書士)支援申込書」に必要事項を記入の上、
全国生活衛生同業組合中央会へFAXしてください。

FAX 03-5777-0342

申込後、組合中央会・全国指導センターから、確認のご連絡をいたします。

